

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（外来生物対策管理事業費）



【令和5年度予算 100百万円（10百万円）】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 250百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、これにより、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった。本改正法は令和5年度から施行される予定であり、同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となる。これを踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ

特定外来生物による被害の防止、
分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復



- (1) 特定外来生物の防除
- (2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）

※（1）及び（2）について

- ① 都道府県・市町村が自ら行う防除事業
- ② 市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助

- (3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等